

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正	泊発電所緊急時対策所へ整備する通信機器の明確化、原子力災害対策を支援する本店原子力防災体制や原子力事業者災害対策支援拠点の明確化等
北海道地域防災計画(原子力防災計画編)との整合性に伴う修正	UPZの設定に伴い新たに地域防災計画(原子力防災計画編)を作成することとなった自治体を、特定事象等の通報先としての追加等
その他	他の原子力事業者へ貸与する資機材の見直し、表現の適正化による修正等

UPZの設定：緊急時防護措置を準備する区域(泊発電所を中心として半径30km以内)

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。